

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十九号）（建築安全課）

### 一 趣旨

建築基準法の一部改正に伴い、特別仮設興行場等建築許可申請手数料等の額を定め、証紙による収入の方法により徴収することとし、及び規定の整備をするための改正

### 二 内容

#### (一) 埼玉県手数料条例の一部改正

##### ア 手数料の新設

建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料 二万七千円

特別仮設興行場等建築許可申請手数料 十六万円

##### イ 規定の整備

#### (二) 埼玉県証紙条例の一部改正

証紙による収入の方法により徴収することとする手数料の追加

### 三 施行期日

公布の日